

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

観音寺市公告第79号

令和8年8月17日

観音寺市長 佐 伯 明 浩

行政代執行法第6条がその例とする、国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたから、同法第95条の規定により公告する。

また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したから、同法第99条の規定により公告する。

公 売 財 産 公 売 保 証 金 見 積 価 額		売 却 区 分	公 売 財 産		公売保証金	見 積 価 額 (最低公売価額)
			名称、性質、所在、地上権等の内容等	数 量		
		別紙付表のとおり				
公 売 方 法		期日入札				
公 売 日 時	入 札	令和8年8月28日		午前10時30分から午前10時35分まで		
	開 札	令和8年8月28日		午前10時36分		
公 売 場 所		観音寺市坂本町一丁目1番1号 観音寺市役所2階 201・202会議室				
売 却 決 定		日 時	令和8年9月15日	午前10時	場 所	観音寺市 市民部 地域支援課
代 金 納 付 期 限		令和8年9月15日 午後2時				
買受人についての 資格その他の要件		別紙付表のとおり				

そ
の
他

- この公売公告に違反した者、国税徴収法第92条に規定する者又は同法第108条第1項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けることができません。
- 公売保証金の納付を要する公売財産についての入札は、その納付後でなければ入札できません。
- 公売保証金の納付は、現金に限ります。
- 代理人が入札する場合は、代理権限を証する委任状が必要です。
- 一度提出された入札書の引換え、変更又は取消しはできません。
- 入札価額を訂正したものは無効として取り扱います。
- 見積価額以上の入札者のうち、最高価額のを最高価申込者とし、最高価申込者に対し売却決定を行います。
- 最高価申込者となるべき者が二人以上あるときは、開札場所において、開札後直ちに追加入札を実施します。
- 見積価額に達した入札者がいない場合には、直ちに再度入札を実施することがあります。
- 買受代金の納付の時までに、その公売財産に係る滞納金額が完納されたとき、又は買受代金納付後であっても、取り消すべき事由があるときは売却決定を取り消します。
- 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があった時です。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときとなります。
- 公売財産の権利の移転について登記(登録)を要するものについては、登録免許税の額に相当する印紙又は領収証書(登録免許税法第23条)を、許可等を必要とする財産の場合は、許可書等を提出してください。また、買受人が権利移転の手続を行う必要があるものは、至急完了してください。
- 公売財産の危険負担は、買受代金の全額が納付された時に買受人に移転します。
- 公売財産を滞納者等に保管させている場合は、買受人に売却決定通知書を交付しますから、直接、保管人からその財産を受け取ってください。この場合、上記売却決定通知書の交付により、観音寺市長から買受人に対するその財産の引渡しは完了したことになります。
- 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額(見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上のもの)による入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります(国税徴収法第104条の2)。
- 次順位買受申込者に売却決定をする場合、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。
- 公売を中止することがありますので、事前に確認してください。
- 入札に参加する人は、入札開始時刻の30分前までに会場にお入りください。入札前に注意事項を説明します。
- その他、本件公売は、国税徴収法の規定に基づく制限があります。

配当を受ける者の権利の申立について

この売却財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書により、その内容を市担当課に申し出てください。

なお、債権現在額申立書の用紙は、市担当課に用意してあります。

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告 付 表					
売却区分	1	公 売 日 時	入 札	令和8年8月28日	午前10時30分から午前10時35分まで
			開 札	令和8年8月28日	午前10時36分
見積価額	1, 300, 000円		公売保証金	130, 000円	
公 売 財 産 の 表 示	1.	所在 地番 地目 地積	香川県観音寺市豊浜町姫浜字須賀中 1350番1 雑種地 260.00㎡		
	2.	所在 地番 地目 地積	香川県観音寺市豊浜町姫浜字須賀中 1350番2 宅地 608.00㎡		
	3.	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	香川県観音寺市豊浜町姫浜字須賀中1350番地2 481番2 乾燥場 木造瓦葺平家建 19.83㎡		
	以上登記簿による表示				
	1.	公売財産の表示は、登記記録の表示によります。			
	2.	公法上の規制 用 途 地 域 : 都市計画区域内 地 域 地 区 : 無指定 建 ぺ い 率 : 70% 容 積 率 : 200%			
	3.	地盤・地勢 間 口 : 約19m 奥 行 : 約32m 形 状 : 不整形			
	4.	接面道路・高低差 接 面 : 北西側が幅員約2. 2mの市道(須賀中線)に接面 高 低 差 : ほぼ等高			
	5.	交通・立地 JR予讃線 : 豊浜駅 約0. 4km 小 学 校 : 豊浜小学校 約1. 0km 中 学 校 : 豊浜中学校 約0. 4km 病 院 : 三豊総合病院 約0. 3km			

6. 使用状況
 - 【公売財産1について】
 - ・多数の動産(檻、軽自動車、物置等)が残置されています。
 - 【公売財産2について】
 - ・公売財産3の敷地として利用されています。
 - ・現存しない建物(家屋番号481番及び家屋番号1350番2)の登記が2筆あります。
 - ・火災にて消失した建物(家屋番号1350番2)の基礎部分が残されているほか、多数の動産が残置されています。
 - 【公売財産3について】
 - ・建築年不詳の建物で、納屋又は乾燥場として利用されていたと思われます。
 - ・登記と現況が一致していない可能性があります。
 - ・建物内に多数の動産が残置されています。
7. 公売財産1、2及び3は国税徴収法第89条第3項の規定により、一括換価の方法により公売を行います。なお、公売財産の見積価額の内訳は次のとおりです。

公売財産1及び2(土地)	見積価額: 1, 300, 000円
公売財産3(建物)	見積価額: 0円
8. 周知の埋蔵文化財包蔵地の指定地域ではありません。
9. 公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。
 - ・公売財産について、あらかじめその現況、関係公簿等を確認してください。
 - ・公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関(市)は、担保責任を負いません。
 - ・執行機関(市)は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などは全て買受人の責任において行うことになります。
 - ・土地の境界については隣接地所有者と協議してください。
 - ・土壌汚染、地中埋設物、アスベスト等に関する専門的な調査は行っておりません。
 - ・執行機関(市)記載のものと、現況が異なる場合は、現況を優先します。